

RB'-0140

0240

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

30 Sept 1919. Corville
後

1. Re International Wheat Agreement

The Ministry of Foreign Affairs would be much obliged to the Diplomatic Section if the latter would be so good as to furnish it with the authentic texts, both in English and in French language, of the above Agreement and other official documents, if any, relating to it, as well as information on the following items:

- a) Countries which have signed the said Agreement under Article 20 paragraph 1.
- b) Names of representatives of each country who have signed the Agreement, with the dates of their respective signature.
- c) Countries which have accepted the agreement under Article 20 paragraphs 2 and 4.
- d) Countries which have acceded to the Agreement under Article 21.

These documents and information are urgently needed for preparation in view of the eventual submission of the Agreement to the Japanese National Diet.

①

現を回すよう、所要の手続をとることにする。

際小考協定に加入し、年間百五十万石を最高限度とする保証数量の割当の案

二十七日付 通商手続を確保すると共に、所要外貨の節減を回すため、政府は國

際小考協定に加入し、年間百五十万石を最高限度とする保証数量の割当の案

外務省 四九二六

文書課長

高裁案

昭和二十四年十月二十日起案
昭和二十四年十月廿八日決裁

注意 法裁を経ルべきハ成ニ第一通
テ領ハ文書課へ廻付セヨレタム

主管 政務局長

主任 総務課長

大臣 次官

経済課長

條約局長

国際協力課長

今平課長

政総才二九八号

昭和二十四年十月二十日

件名 國際小麥理事會に代表者派遣に付同議決案

外務大臣 吉田茂

内閣総理大臣 吉田茂

外務省

21 12

B'64.0.7

タイ加回部
文書課長

件名

政府は、後で、國際小麥協定加入申込方と同じ
手續中であつたが、連合國最高司令官に於て
これに異議なく、既に國際小麥理事會事務局
に政府の加入申込覺書が通達され、十一月初
からロンドンにおいて開催される國際小麥
理事會の會議において審議される軍がと

外務省

なつたので、これに出席し、我方の目的達成を
圖るため、左の者を代表者として派遣するに
と致したく閣議を求めらる。

大使館参事官 寺岡洪平

外務省

参考

一、国際小麦協定は、九四九年八月日以降四年間、
公平に、且つ安定した價格で、定量の小麦を、
賣買することを規定し、これによつて世界小麦市場
における取引價格及び數量の長期的な安定
を計らうとするものであつて、本年四月、米國、カナダ
等五ヶ國の輸出國と、英國、イタリ、印度等三ヶ國

外務省

の輸入国によって調印され、七月日、その効力を発生
したものであつて、我が國の加入方に関するは九月
二十七日閣議決定を見た。

本協定への加入が認められるためには、十一月開催
の國際小麥理事會において輸出國、輸入國
それ／＼の投票權數の三分の二以上をもちつて
承認されることが必要である。

外務省

二 本會議に連合國最高司令官の代表者と
して左の司令部側關係者が派遣される
ことになつてゐる。

經濟科學局、價格及び配給部會計課長

エッチ・エフ・スミス氏

外務省

"The international wheat council resolves that the government of Japan may accede to the international wheat agreement through the intermediary of the Supreme Commander of the Allied Powers on the following conditions:

(1) That the Supreme Commander of the Allied Powers during such part of the 4 year term of the agreement as he continues to function in Japan will in addition to the government of Japan join in the agreement to purchase annually the quantity of wheat approved by the council.

(2) That, during such period, ^{the Japanese government, with assistance of} ~~the Supreme Commander, will,~~
~~on behalf of Japan,~~ exercise the privileges and discharge the responsibilities of participation in the wheat agreement, including voting in the international wheat council the executive committee and the advisory committee on price equivalents.

(3) That should the Supreme Commander cease to function in Japan during the 4 year term of the agreement, ^{as a full member, exercise} ~~Japan shall~~ ^{discharge the} ~~accessed to the~~ privileges and responsibilities of participation in the wheat agreement for the remainder of the term."

同意の得たこと協定に
修正案。若国政府採用せ
240

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

三月外務省協定加入申請に同外務省
官定書 (省時) 府及

外務省

"The international wheat council resolves that the government of Japan may accede to the international wheat agreement through the intermediary of the Supreme Commander of the Allied Powers on the following conditions:

(1) That the Supreme Commander of the Allied Powers during such part of the 4 year term of the agreement as he continues to function in Japan will in addition to the government of Japan join in the agreement to purchase annually the quantity of wheat approved by the council.

(2) That, during such period, the Supreme Commander will, on behalf of Japan, exercise the privileges and discharge the responsibilities of participation in the wheat agreement, including voting in the international wheat council the executive committee and the advisory committee on price equivalents.

(3) That should the Supreme Commander cease to function in Japan during the 4 year term of the agreement, Japan shall succeed to the privileges and responsibilities of participation in the wheat agreement for the remainder of the term."

昭和二十四年十一月

國際小麦協定の説明書

農 外
林 務
省 省

外
務
省

RB'-0140

0245

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第一章	序説	一頁
第二章	協定の逐條説明	五
第一節	総則	五
第二節	権利義務	六
第三節	保証数量の調整	一
第四節	運賃	三
第五節	最終規定	一八

外務省

第一章 序説

小麦に關する最初の國際協定は、千九百三十五年八月ロンドンで締結されたが、これは千九百三十五年事實上廢棄された。その後、今次大戰中小麦に重大な利害關係をもつ各國間に、主として被戰災國における小麦獲得の困難を國際的に救済することを目的として、小麦の貯蔵を計画する國際小麦理事會が設けられ、同理事會は、戰後においても會合を續けていた。戰後世界の食糧は、一時極度の不足に陥つたが、漸次回復して來た。このよりの情勢を背景として、千九百四十七年小麦に關する國際協定の草案がまとまり、千九百四十八年には參加國全部が調印した協定が一旦成立したが、結局各國の承認をえず、千九百四十九年三月ワシントンにおいて改めて一の協定が作成された。これが現行のワシントン國際小麦協定と呼ばれるものである。この協定は、既に千九百四十九年八月一日から關係國の間に完

外務省

全に効力を生じている。その目的とするところは、千九百四十九年八月一日以降四箇年間公正にして安定した価格で一定量の小麦を國際的に売買することを約束し、これによつて世界小麦市場における取引価格及び数量の安定を計るうとするにある。協定は、米國、カナダ等五箇國の輸出國（ソ連及びアルゼンチンを含まない。）と英國、イタリア、インド等三十六箇國の輸入國によつて署名され、千九百四十九年十月までに四輸出國と二十八輸入國が受諾している。

この協定によつて取引される小麦の量は、毎年約千二百万トんに及び、最近の世界小麦取引年間総量の約二分の一に達する。

従来わが國は、國際間の小麦協定に参加したことはなかつた。しかしながら、終戦以来食糧の甚しい不足を補うために毎年大量の小麦を輸入しているので、公正にして、安定した価格でその輸入を確保することが望ましく、他國近の將來に、小麦は代

外務省

つて大量の外米を輸入しうる公算も少い

よつて政府は、國際小麦協定に加入することを得策と認め、千九百四十九年十月連合國總司令部を通じて國際小麦理事會事務局に對し、協定加入の希望を申出ると共に、十一月一日からロンドンで開催された理事會合に係官を派遣した。理事會は、十一月 日わが國の加入希望を承認したので、協定第二十一條に従い正式にわが國の加入書寄託の手續をとるに先立ち、ここに加入について國会の承認を求めたる次第である。

なお、ロンドン小麦理事會において、わが國の小麦買入保証數量は、万トンと定められた。右は千九百四十九年度に必要とする食糧輸入總量の 割分に相当し、わが國は今後四箇年間の數量の小麦の買入を保証される外、右の數量の小麦は協定に定められている最高価格で買つたとしても、現在の市価に比しトシ当り ドル セント安く買ひ付けうることとなり

外務省

これによつて、食糧輸入に充當される外貨は、初年度において
約 五ドルの節約を見ることがなる次第である。

第二章 協定の逐條説明

この協定は、前文及び五部二十三條並びに末文から成つてゐる。
その内容は、概略次のとおりである。

第一節 總則

この協定は、總則において、協定の目的及び協定中の用語の定
義を定めてゐる。

一 目的（前文及び第一條）

この協定はその前文においてのべられてゐるとおり、「小麦
の重圧的な過剩及び破局的な不足が生産者及び消費者に與える
深刻な困難を克服しようとし」て締結されたものであるが、そ
の直接の目的としては、「公正を安定した価格で、輸入國に小
麦の供給を、輸出國に小麦の市場を、確保すること」が掲げら
れてゐる。

用語の定義（第二條）

協定中に使用された語句の定義のうち、注意すべきものとしては、次のものがある。

1、ブッシュェル　ブッシュェルは、一般に容積の単位であつて重さの単位ではないのであるが、この協定では、一ブッシュェルを常衡六十ポンドすなわち約二十七キログラム二二としてする。

2、收穫年度　一般には八月一日から翌年七月三十一日まで期間である。但し第七條在庫量については、輸出三國に於いてのみこれと異なる收穫年度が採用されている。

3、重量換算率　計算上小麦粉と小麦粒との換算率は一般の場合七十二対百と定められている。

第二節 権利義務

この協定の當事國の権利義務は、(1)買入及び売渡保証数量(2)保

外務省

証数量に對比する取引の記録(3)権利の行使(4)価格(5)在庫量及び(6)理事會に提供すべき情報等に関して詳細に規定されている。これらの規定は協定の主要な内容をなすものであつて、その大要は次のとおりである。

一 保証数量（第三條）

この協定の當事國は、買入又は売渡の保証数量をそれぞれ定められている。小麦の輸入國にとつては、保証数量は、一面において、その数量までは最高価格で買入れることを保証されている数量であるが、他面、輸出國側の要請があればその数量までは最低価格で買入れることを保証した数量であるといえる。

二 保証数量に對比する取引の記録（第四條）

保証数量の一部となるべき小麦の取引は、各國からの報告に基き、理事會が收穫年度別及び各國別に記録する。

外務省

取引された小麦の数量が保証数量の一部となるためには、それが価格その他の点でこの協定に定めた条件に従うものであることを必要とする。

三 権利の行使（第五條）

輸入國が小麦の買入を希望するにもかかわらず、市価その他の關係で、協定に定めた條件での買入ができなるときは、理事會の援助を要請することができる。

右の要請によつて、理事會は、輸出國に対し勸誘その他の措置をとり、それが成功しなるときは、必要な決定を行い、小麦の輸出を確保する。

輸出國が小麦の売渡を希望する場合には、この關係が逆になるわけである。

四 価格（第六條）

第六條は、協定に従つて売買される小麦の各收穫年度の最高

外務省

及び最低基準価格を定めてゐる。基準価格は、米ドルと等価のカナダドル（現在のカナダドル平価はそれより約一割以下下げられてゐる。）で一九四九―五〇年度においてそれぞれ一・八〇ドル及び一・五〇ドルとされてゐるが、この場合、小麦の市価が一・八〇ドル以上であれば輸入國にとつて有利となり、一・五〇ドル以下であれば輸出國にとつて有利となるわけである。

最高基準価格の場合には、カナダ市場における取引価格が、また最低基準価格の場合には英國市場における取引価格がそれぞれ標準とされ、これに相応する各國の最高及び最低相当価格は、基準価格に運費、保険料及び品質差に基く補正を行つて定められる。なお相当価格がまだ定められていない小麦の種類については、当分の間、それと類似のもの最高及び最低基準価格に適當な増及び割引をした価格が採られる。

各國の國內農業政策及び價格政策は、協定の最高價格と最低

外務省

価格との間で小麦価格の自由な変動を妨げるように運用されな
いように努力が拂われている限り、拘束を加えられるものでは
なす。

五、在庫量（第七條）

輸入國に對する小麦の供給を確保するため、輸出國は各年度
末において、小麦の充分な在庫量を維持するように努力する義
務を負う。

輸入國は、年度初め及び年度末における小麦の不釣り合を買入
を避けるため、常に充分な在庫量を維持するように努力する義
務を負う。

六、情報（第八條）

輸出國も輸入國も理事会の必要とする情報を提供する義務を
負う。

外務省

第三節 保証数量の調整

協定に定められた保証数量を変更することができる場合として
は、(1)参加予定國の不参加又は参加國の脱退の場合、(2)不作の場
合又は國際收支の均衡著しくは通貨準備の維持が必要な場合、(3)
輸出國及び輸入國が同意する場合、及び(4)緊急の必要のため追加
買入を行う場合の四つが認められている。

一、不参加又は脱退の場合の調整（第九條）

協定に参加することを予定された國の不参加又はすでに参加
している國の脱退著しくは除名等のため、輸出國及び輸入國の
保証数量の合計が一致しなくなつたときは、保証数量を調整す
る必要が生ずる。この調整は通常、両合計の差を、その多い方に
屬する各國にあん分して削減することにより行われる。

二、不作の場合又は國際收支の均衡著しくは通貨準備の維持が必要
である場合の調整（第十條）

外務省

輸出國が不作のため保証数量の売渡ができなるとき、及び輸入國が國際收支の均衡若しくは通貨準備の維持の必要上協定の義務の履行ができなるときには、理事会の決定をへて保証数量の削減を受けることができる。

その手続としては、まずなるべく保証数量全体に減少を生じしめぬ方法で解決するための努力が拂われるが、止むを得ない場合にはあん分によつて削減する。

同意による保証数量の増加（第十一條）

理事会は、保証数量について特定の輸出及び輸入國の間で同意があれば、その増加を承認することができる。

緊急の必要の場合の追加買入（第十二條）

輸入國の緊急の必要をみたすため、他の輸入國の保証数量を削減して、それだけ該輸入國が小麦の追加供給を受けることができるように規定されている。

第四節 運営

一 理事会（第十三條）

A. 構成

この協定を運営する最高の機關は、國際小麦理事会である。理事会の構成員は、協定に参加してゐる各輸出國及び輸入國であるが、その他の國及び國際又は政府機關も投票権を以て代表者を送ることを認められる場合がある。

B. 権限及び任務

理事会は、手続規則の制定、記録の保管、年次報告の公表その他の権限及び任務をもつ。また千九百四十二年六月に設けられた國際小麦理事会の記録、資産及び負債を引き継ぐことができる。

C. 投票

輸入國全体及び輸出國全体は、各千票ずつをもち、各國は

それぞれの保証数量に依りてあん分した票数をもつ。協定義務の不履行の場合には、投票権が失われ、その票は他の國に分配される。理事会の決定は、一般の場合には投票の過半数をもつて行われる。

D. 会議
 理事会は半期ごとに開かれる。この他に特別に招集される場合もある。

E. 定足数
 理事会の会合を開くためには、輸出國および輸入國の票数のそれぞれ過半数を有する代表の出席を要する。

F. 所在地
 所在地は、理事会が決定する。現在の仮所在地はロンドンである。

G. 法律行為能力

外務省

理事会は、各輸出國及び輸入國の領域内で、この協定による任務の遂行のために必要な法律行為能力をもつ。

H. 決定
 各輸出國及び輸入國は、理事会の行つた決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束してはる。

I. 執行委員会（第十四條）
 理事会の下に執行委員会が設けられる。この委員会は選挙された三輸出國及び七以内の輸入國から構成され、輸入國、輸出國双方の票数は同数である。執行委員会は、協定に定められ又は理事会が委任した権限、任務を有する。

II. 相当価格諮問委員会（第十五條）
 理事会の下に、各國の最高及び最低相当価格を決定することについて理事会に助言するため、相当価格諮問委員会が設けられる。輸出及び輸入各三國によつて構成される。

外務省

RB'-0140

0254

事務局（第十六條）
 理事会の下に、事務局長及び事務局が置かれる。
 会計（第十七條）
 協定の運営に必要な費用は、当事國の年次分担金で支弁される。理事會は毎年翌年度の各國分担金及び予算を定める。各國は、分担金の割当後一年以内にこれを支拂う義務があり、これを支拂わないときは投票権を失う。
 六 其他の政府間機關との協力（第十八條）
 理事會は、國際連合の諸機關及び他の政府間機關との協議及び協力に必要な取極をする。この協定の内容が國際連合關係の機關が定める政府間商品協定についての要件と抵触する場合に、この協定の改正が、理事會から各國に勧誘される。
 七 紛争及び苦情（第十九條）
 理事會は要請によつて紛争又は苦情によつてきたことにより、

外務省

ある國が協定に違反した旨の判定を行うためには、輸出國及び輸入國のそれぞれの過半数の票を必要とする。
 協定に違反した國は、投票権を奪われ、又は協定から排除されることがある。

外務省

第五節 最終規定

署名、受諾及び効力の発生（第二十條）

協定は、千九百四十九年四月十五日まで、参加各國政府の署名のために開かれていた。同日迄にブラグアイ國を除くすべての輸入及び輸出國が署名した。但しペルー國は第三條附表Aに掲げられた二十万メートル・トンの買入保証數量を十五万メートル・トンに変更すべき旨の留保を付して署名した。

署名後、各國は、憲法上の手續に従つて受諾を行うことになつてゐる。千九百四十九年七月一日までに、買入保証數量の七十八パーセント以上及び売渡保証數量の八十八パーセント以上について責任をもつ各國が、米國政府に受諾書を寄託したので、協定はその日から一部効力を生じ、八月一日から全面的に効力を生じた。

千九百四十九年十月十二日現在、まだ受諾書を寄託してゐな

外務省

署名國は、輸入國ではブラジル國、中國、コロンビア國、キューバ國、グアテマラ國、リベリア國、エカラグア國、フィリピン國の八國、輸出國ではウルグアイ一國で、これらの國のため、受諾書寄託の期間は、十月三十一日まで延長された。なおこれらの國が受諾したときは、協定第二部の權利義務に関する規定のみは、さかのぼつて千九百四十九年八月一日から適用されることになる。

加入（第二十一條）

理事會は、輸出國及び輸入國のそれぞれの投票の三分の二によつて、協定當事國以外の政府の協定への加入を承認すること及びその條件を定めることができる。加入はアメリカ合衆國政府に加入書を寄託することによつて行われる。日本の加入の場合、この條項が適用されるわけである。

存続期間、改正、脱退及び終了（第二十二條）

外務省

この協定の有効期間は、千九百四十九年八月一日から四年間である。協定の終了以前に、協定の更新に関する勧告が各國に通報される。

理事会は、協定の適用を妨げる事態が生じたときは、その改正を勧告することができる。協定の改正は、輸出及び輸入國のそれぞれの票の三分の二以上をもつ國々の受諾により効力を生ずる。

改正を受諾しない國は、協定から脱退することができる。しかし脱退した場合も、当該收機年度末までの義務を免れることはできない。

また、敵対行為の発生によつて自國の安全が危くされたと認める國は、三十日の予告をもつて脱退することができる。

四 地域的適用（第二十三條）

いずれの政府も、自己が外交關係について責任を有する海外

外務省

領土にこの協定が適用されないうち又は適用される旨をいつても宣言することができる。

五 協定の正文（末文）

この條約の正文は、英語及びフランス語である。原本は米國政府に寄託される。

外務省

確定書
局長
課長
国際小麦協定
再力不

RB'-0140

0258

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

国際小麦協定

この協定の当事国政府は、
小麦の重圧的な過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に與える深刻な困難を克服しようとし、
また、
この目的のため国際小麦協定を締結することが望ましいことを決議して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一條 目的

この協定は、公平な安定した価格で、輸入國に小麦の供給を、輸出國に小麦の市場を、確保することを目的とする。

第二條 定義

- 1 この協定の適用上、
 - 「相場價格諮問委員会」とは、第十五條に基いて設立される委員会をいう。
 - 「ブッシェル」とは、常衡六十ポンドをいう。
 - 「保管費」とは、小麦の保管に關して、貯蔵、利子及び保険に要する費用をいう。
 - 「c. & f.」とは、運賃込値段をいう。

「理事会」とは、第十三條に基いて設立される國際小麦理事会をいう。
「收穫年度」とは、八月一日から七月三十一日までの期間をいう。但し、第七條においては、オーストラリア及びウルグアイ國については十二月一日から十一月三十日までの期間、アメリカ合衆國については七月一日から六月三十日までの期間をいう。

「執行委員会」とは、第十四條に基いて設立される委員会をいう。
「輸出國」とは、文脈により、(一)第三條附表Bに掲げた國でこの協定を受諾し若しくはこれに加入してこの協定から脱退していないもの政府、又は(二)その國自体及び第二十三條に基いて政府の権利義務を適用する地域をいう。

「F. a. b.」とは、中等品をいう。
「F. o. b.」とは、本船渡値段をいう。

「保証数量」とは、輸入國については一收穫年度における輸入保証数量をいい、輸出國については一收穫年度における賣渡保証数量をいう。

「輸入國」とは、文脈により、(一)第三條附表Aに掲げた國でこの協定を受諾し若しくはこれに加入してこの協定から脱退していないもの政府、又は(二)その國自体及び第二十三條に基いて政府の権利義務を適用する地域をいう。

「國際貿易機關」とは、千九百四十八年三月二十四日のハヅナ憲章に規定された機關又は、この機關が設立されるまでは、千九百四十七年十一月二十一日から千九百四十八年三月二十四日まで

ハヅナで行われた國際連合貿易雇用會議が採択した決議によつて設立された中間委員会をいう。
「販賣費」とは、調達、販賣、よう船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。

「メートルトン」とは、三六・七四三七一グラムをいう。
「古麦」とは、輸出國のある收穫年度において、その年度開始前二箇月以前に收穫された小麦をいう。

「地域」とは、輸出國又は輸入國との關係において、第二十三條に基いてその國の政府がこの協定に基く権利義務を適用する地域を含む。

「取引」とは、文脈により、輸出國から輸出される若しくは輸出される小麦を輸入國に輸入するための賣渡又はこのようにして賣り渡された小麦の数量をいう。この協定において輸出國と輸入國との間の取引に言及する場合には、輸出國政府と輸入國政府との間の取引ばかりでなく、民間貿易業者間の取引及び民間貿易業者と輸出國又は輸入國の政府との間の取引もさすものとする。この定義において、「政府」とは、この協定を受諾し又はこれに加入する政府の権利義務が

第二十三條に基いて適用される地域の政府を含むものとする。

「未履行の保証数量」とは、一收穫年度において、輸出國又は輸入國について第四條に従つて理事会の記録に記載された数量と右の年度における当該國の保証数量との差をいう。

「小麦」とは、小麦及び第六條の場合を除き小麦粉を含む。

2 輸入保証数量又は賣渡保証数量に関するすべての計算において、小麦粉と小麦との重量換算率は、

七二対下のものをとする。但し、理事会が別段の決定をした場合にはこの限りでない。

第二部 権利義務

第三條 購入保証数量及び買渡保証数量

1 この條の附表Aに掲げた小麦の輸入國別数量は、この協定の第三部の規定に基き増加又は削減に從うことを條件として、この協定を適用する四收穫年度の各年度における当該國の輸入保証数量である。

2 この條の附表Bに掲げた小麦の輸出國別数量は、この協定の第三部の規定に基き増加又は削減に從うことを條件として、この協定を適用する四收穫年度の各年度における当該國の買渡保証数量である。

3 輸入國の購入保証数量は、第四條に從つて理事会の記録に記載された取引量を輸入保証数量から差し引くことを條件として、其のものをとする。

(a) 第五條に基き、理事会が当該輸入國に対し第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で輸入國への買渡を要請するものとする。又は、
(b) 第五條に基き、理事会が輸出國に対し第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で当該輸入國への買渡を要請するものとする。又は、
4 輸出國の買渡保証数量は、第四條に從つて理事会の記録に記載された取引量を買渡保証数量から差し引くことを條件として、其のものをとする。

(a) 第五條に基き、理事会が当該輸出國に対し第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で輸出國からの購入を要請するものとする。又は、
(b) 第五條に基き、理事会が輸入國に対し第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で当該輸出國からの購入を要請するものとする。又は、
5 輸入國が第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で自國の未履行の保証数量を輸入する権利を行使すること。又困難な場合は、又は、輸出國が第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で自國の未履行の保証数量を賣り渡す権利を行使すること。又困難な場合は、その國は、第五條の手續に基いて輸入することである。

6 輸出國は、第五條に基いて要請されない限り、この協定を適用される小麦を、第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で賣り渡す義務を負わない。輸入國は、第五條に基いて要請されない限り、この協定を適用される小麦を、第六條に明記された数量は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で輸入する義務を負わない。

7 各保証数量のうち輸出國が供給し輸入國が受け取る小麦粉の数量は、第五條の規定に從うことを條件として、各取引における買手と賣手との間の協定により決定する。

8 輸出國及び輸入國は、民間貿易又は他の方法によつて各自の保証数量を履行することが自由である。この協定は、民間貿易業者が別に從うべき法律又は規則からその業者を除外するものと解釈してはならない。

五

五

五

五

五

72
100
172

第三條 附表A

輸入保証数量(單位千トンの注一)
 年度(八月一日から七月三十一日まで)
 数量

国	一九五〇年	一九五一年	一九五二年	各收種年度の 平均値
イギリス	九四九	一九五〇	一九五二	一九五〇
アメリカ	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇
フランス	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇
オランダ	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
ドイツ	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
スウェーデン	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
ベルギー	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
イタリア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
スペイン	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ポランド	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
中国	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
インド	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
フィリピン	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
エジプト	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
トルコ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
インドネシア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ジャバ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
バングラデシュ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
パキスタン	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ケニア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ウガンダ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
タンザニア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ザンビア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ジンバブウェ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ケニア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
オーストラリア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ニュージーランド	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
南アフリカ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
南米諸国	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
中央米諸国	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
西米諸国	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
北米諸国	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
合計	一四一	一四一	一四一	一四一

イギリス 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

アメリカ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

フランス 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

オランダ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ドイツ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

スウェーデン 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ベルギー 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

イタリア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

スペイン 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ポランド 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

中国 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

インド 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

フィリピン 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

エジプト 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

トルコ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

インドネシア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ジャバ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

バングラデシュ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

パキスタン 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ケニア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ウガンダ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

タンザニア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ザンビア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ジンバブウェ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ケニア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

オーストラリア 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

ニュージーランド 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

南アフリカ 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

南米諸国 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

中央米諸国 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

西米諸国 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

北米諸国 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇

合計 一四一 一四一 一四一 一四一

注一：理事會が別段の決定なしに限り、小麦粉の数量を、右表に明記した数量に比し、小麦粉セクター
 トル・トーンは、小麦粉セクターに相当するものとみなす。
 注二：オランダ國の数量は、各收種年度についてインドネシアの七五、〇〇〇メートル・トーンを、七五、七五、七五、
 ナンシナルを計す。

第三條 附表B

渡保保証数量(単位:千メートン) (注一)

国	一九四九	一九五〇	一九五一年	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	一九五六年	一九五七年	一九五八年	一九五九年	計
キリストラフ	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九
カナ	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七	二七七
フランス	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七
アメリカ合衆国(注二)	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
サルバドール	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四	四七四
合計	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八	二四一八

各收穫年度の
アッシュル換
算量

八〇,〇〇〇,〇〇〇
二〇,〇〇〇,〇〇〇
三三,〇〇〇,〇〇〇
一六,八〇〇,〇〇〇
一八,三七一,八五〇
四,五六,二八三,三九九

注一) 理事会が別段の決定をしない限り、小麦粉の数量をこの表に明記した数量と対比せしめられた小麦粉七五パーセントは、小麦粉の数量に相当するものとみなす。

注二) 凶作のため第十條の規定を發動する場合には、これらの渡保保証数量は、アメリカ合衆国が供給の責任を負う又は有することのある自領地における小麦の最小需要量を含まざり、及び、右の最小需要量を満たす必要は、この協定に基づいて渡保保証数量を引き渡すアメリカ合衆国の能力を決定する上の一要素であることを認める。

第四條 保証数量に対比する取引の記録

1 理事会は、第三條附表A及び附表Bの保証数量の一部又は小麦の取引又は取引の部分を、收穫年度別に記録にとめるものとする。

2 輸出国と輸入国との間の小麦の取引又は取引の部分は、一收穫年度の兩國の保証数量に対比して、理事会の記録に記入するものとする。

(a) もつとも、(前記の取引又は取引の部分が、その收穫年度について第六條に明記され又は同條に基づいて決定された最高價格より高くなくまた最低價格より低くない價格であること、並びに、(一)輸出国及び輸入国が、前記の取引又は取引の部分を各自の保証数量に対比して記入してはならないと合意していないことを條件とするものとする。

(b) その記入は、(一)關係輸出国及び輸入国が、その收穫年度について有する未履行の保証数量を限度とし、また、(二)取引に明記された積込期間中のその收穫年度内にある期間を限度とする。

3 關係輸出国及び輸入国が合意する場合には、この協定の第二部の効力発生前に結ばれた小麦の輸入及び賣渡しの協定に基づいて行われる取引又は取引の部分も、價格にかかわらず、且つこの條の第二項(b)の條件に従うことを條件として、兩当事國の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

4 小麦粉の賣渡及び購入に関する商事契約若しくは政府の協定が、その小麦粉の價格は第六條に明記され、若しくは同條に基づいて決定された價格に適合する記録を含む場合、又は關係輸出国及び輸入国が、その小麦粉の價格は第六條に明記され、若しくは同條に基づいて決定された價格に適合する取引と意見が一致したと理事会に通報する場合には、その小麦粉の小麦換算量は、この條の第二項(a)及び(b)の條件に従うことを條件として、兩國の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。商事契約又は政府の協定が前記の記載を含まず、且つ關係輸出国及び輸入国がその小麦粉の價格は第六條に明記され、又は同條に基づいて決定された價格に適合する取引と

（注）意見が一致しない場合には、兩國がその小麦粉の小麦換算量を保証数量に對比して理事会の記録に記入してはならない。合意してない限り、兩國の一方は、理事会に問題の決定を要請することができる。理事会が要請を考慮し、その小麦粉の価格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された價格に適合すると決定したときは、その小麦粉の小麦換算量は、この條の第二項（b）に規定した條件に從うことを條件として、関係輸出國及び輸入國の保証数量に對比して記入するものとする。理事会が要請を考慮し、その小麦粉の價格は第六條に明記され、又は同條に基いて決定された價格に適合しないと決定したときは、その小麦粉の小麦換算量は、右のように入力しないものとする。

5 理事会は、次の條項に從い、保証数量の一部となる取引の報告及び記録のための手続規則を定めるものとする。

- (a) 輸出國と輸入國との間の取引又は取引の部分であつて、この條の第二項、第三項及び第四項に基いて兩國の保証数量の一部となるべきものは、理事会が手続規則に規定した期間内及び所定の細目に從つて、兩國の一方又は双方から理事会に報告するものとする。
- (b) (a)の規定に從つて報告された取引又は取引の部分は、取引の行われた輸出國及び輸入國の保証数量に對比して理事会の記録に記入するものとする。
- (c) 取引及び取引の部分が保証数量に對比して理事会の記録に記入される順序は、理事会が手続規則に定めるものとする。

- (d) 理事会は、手続規則に定める期間内に、各輸出國及び輸入國に対し、取引又は取引の部分當該國の保証数量に對比して理事会の記録に記入したことを通告するものとする。
- (e) 関係輸入國又は輸出國が、取引又は取引の部分の自國の保証数量に對比する理事会の記録への記入に對し、手続規則の點に於いて、理事会が手続規則に定める期間内に異議を申し立てた場合には、理事会は、問題を審査し、この異議に正当な理由があると決定したときは、それに應じて理事会の記録を修正するものとする。
- (f) 輸出國又は輸入國が当該收穫年度の自國の保証数量に對比して理事会の記録に記入済の小麦の全量とその收穫年度内に積み込まれたものと認められた場合には、その國は、記録に記入された数量から適當量を削減するように理事会に要請することができる。理事会は、問題を考慮し、この要請が正当であると決定したときは、それに應じて理事会の記録を修正するものとする。
- (g) 輸入國が輸出國から輸入した他の輸入國に轉賣した小麦は、関係輸入國の合意により、小麦が最終的に轉賣された輸入國の未履行の輸入保証数量に對比して記入することができる。但し、最初の輸入國の輸入保証数量に對比して記入した数量から相當量を削減することを條件とする。
- (h) 理事会は、保証数量に對比して理事会の記録に記入した数量に関する明細書を、毎週又は理事会が手続規則に定めた間隔を置いて、すべての輸出國及び輸入國に送付するものとする。
- (i) 理事会は、收穫年度における輸出國又は輸入國の保証数量が履行された時は、直ちに、すべての輸出國及び輸入國に通告するものとする。

6 各輸出国及び輸入国は、自国の保証数量の履行に当り、理事会が保証数量の多少及び他の関係要素を基礎としてその国について定める程度の幅を許される。

第五條 権利の行使

1 (a) ある收穫年度の自国の未履行の保証数量を、第六條に明記され又は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で輸入し、輸入し得る輸入量は、希望量を輸入するに於いて理事会の援助を要請することができる。

(b) (a)に基く要請の受領後三日以内に、理事会事務局長は、理事会の援助を要請した輸入国の未履行の保証数量を、その收穫年度の未履行の保証数量を有する輸出国に通告し、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で小麦を賣り渡す申出をするように、それらの輸出国を勧誘するものとする。

(c) (b)に基く理事会事務局長の通告後十四日以内に、関係輸入国の未履行の保証数量の全部又は~~その一部~~の理事会が要請の行われた時に~~妥当と認められた部分に對し賣渡す~~の申出がなかつた場合には、理事会は、輸出国及び輸入国が考慮の~~ため~~提出する~~べき~~希望する事情、特にいずれかの國の産業計画並びに関係輸入國の輸入した小麦粉と小麦との~~生産~~従來の~~品~~品及び比率に考慮を拂つて、輸出國の各又は~~いずれか~~が当該輸入國に賣り渡してその收穫年度内に積み込むのに適當な小麦及び(又は)小麦粉の数量並びに要請があれば品質及び等級を、七日以内に決定するものとする。

(d) (c)に基く理事会の決定によつて輸入國に賣り渡す小麦及び(又は)小麦粉の数量を申し出るよう要請された各輸出國は、右の決定の日から三十日以内に、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最高價格に適合する價格で、兩國が別段の合意をしない限り、~~等時~~兩國間に一般に行われている條件と同様の~~受拂~~の行われる通貨に關する條件で、~~その收穫年度内に積み込む~~に当該輸入國に前記数量の賣渡を申し出るものとする。関係輸出國及び輸入國間に從來貿易關係が存在せず、兩國が支拂の行われる通貨に關し合意することができない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(e) (c)に基く理事会の決定に従つて交渉中の特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、其の小麦粉の價格と第六條に明記され、若しくは同條に基いて決定された小麦の最高價格との關係について、又は小麦及び(又は)小麦粉の輸入及び賣渡の條件について、輸出國と輸入國との間に意見が一致しない場合には、問題は、理事会の決定に付託されるものとする。

2 (a) ある收穫年度の自国の未履行の保証数量を、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で賣り渡すに於いて、輸入國は、希望量を賣り渡すに於いて理事会の援助を要請することができる。
(b) (a)に基く要請の受領後三日以内に、理事会事務局長は、理事会の援助を要請した輸出國の未履行の保証数量を、その收穫年度の未履行の保証数量を有する輸入國に通告し、第六條に明記され、又は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で小麦を輸入する申出をするように、それらの輸入国を勧誘するものとする。

(b) に基く理事会事務局長の通告後十四日以内に、関係輸出国の未履行の保証数量の全部又は其の大部分の理事會が要請の行われた時に妥當と認められた部分が一層減少した場合には、理事會は、輸出國及び輸入國が考慮すべき事項を提出することを希望する事情、特にいずれかの國の産業計画並びに關係輸入國の輸入した小麦粉と小麦の正常な従來の量及び比率に考慮を拂つて、輸入國の各又はいずれかが当該輸出國から輸入するその收穫年度内に積み込むに適當な小麦及び(又は)小麦粉の数量並びに要請があれば品質及び等級を、七日以内に決定するものとする。

(d) (c) に基く理事会の決定によつて輸出國から購入した小麦及び(又は)小麦粉の数量を申し出るように要請された各輸入國は、右の決定の日から三十日以内に、第六條に明記され又は同條に基いて決定された最低價格に適合する價格で、兩國が別段の合意をしない限り、當時兩國間に一般に行われている條件と同様の支拂の行われる通貨に關し、收穫年度内に積み込むように当該輸出國からの前記数量の購入を申し出るものとする。關係輸出國及び輸入國間に從來貿易關係が存在せず、兩國が支拂の行われる通貨に關し合意することができない場合には、理事會は、問題を決定するものとする。

(e) (c) に基く理事会の決定に従つて交渉中の特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量について、其の小麦粉の價格と第六條に明記され若しくは同條に基いて決定された小麦の最低價格との關係について、又は小麦及び(又は)小麦粉の購入及び賣渡の條件について、輸出國と輸入國との間に意見が一致しない場合には、問題は、理事會の決定に付託されるものとする。

第六條 價格

1 この協定の存続期間中の最高及び最低基準價格は、マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡り二ブッシュルについて、千九百四十九年三月一日國際通貨基金の適用上定められたカナダ・ドルの平價に基きカナダ通貨で、次のとおりとする。

收穫年度	最低	最高
一九四九—五〇	一・五〇	一・八〇
一九五〇—五一	一・四〇	一・八〇
一九五一—五二	一・三〇	一・八〇
一九五二—五三	一・二〇	一・八〇

最高及び最低基準價格並びに次に掲げるその相違價格は、買手と賣手との間で取りきめられる保管費及び販賣費を含まないものとする。

(a) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のジャンク・ヴァー倉庫渡りの最高相違價格は、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡りの最高價格とする。

(b) マニトバばら積み小麦のオーストラリア・トロロ、フランス見本ばら積み小麦(最低自然重量はヘクトリットルについて七十六キログラム、最低たん白質含有量は十パーセント、最高きよう

雑物含有量及び水分はそれぞれ二パーセント及び五パーセントのフランス港H.C.F.及び
にL.A.C.一等ばら積み小麦のウルグアイ國H.C.F.の最高相対価格は、次のうちのいずれか低
い方とする。

(一) この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポ
ート・アーサー倉庫渡しの最高価格をその時の為替換算率でオーストラリア、フランス國又はウ
ィタネ國の通貨にそれぞれ換算したもの。又は

(二) その時の輸送費及び為替換算率に基^キ品質差が認められている輸入國では、関係
輸出國及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された、この條の第一項
に明記したマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉
庫渡しの最高価格の仕向國內のC.F.價格にそれぞれ相対するオーストラリア、フランス國又
はウルグアイ國H.C.F.價格

(c) ハド・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國のメキシコ湾港又は大西洋港H.C.F.の
最高價格は、その時の輸送費及び為替換算率に基^キ品質差が認められている輸入國では、関係
輸出國及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された、この條の第一項に明記したマニトバ・ノーザン
一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しの最高價格の仕向國內
のC.F.價格に相対する價格とする。

(d) ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國
の太平洋港倉庫渡しの最高價格は、その時の為替換算率に基^キ品質差が認められている輸入國では、関係輸出國
及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された、この條の第一項に明記したマニトバ・
ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しの最高價格とす
る。

(a) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴァンクーヴァーH.C.F.の最低相対價格
(b) H.C.F.ばら積み小麦のオーストラリアH.C.F.の最低相対價格
(c) フランス見本ばら積み小麦(最低自然重量はヘクトリットルについて七十六キログラム、最低
たん白質含有量は十パーセント、最高きよ雑物含有量及び水分はそれぞれ二パーセント及び
五パーセント)のフランス港H.C.F.の最低相対價格

(d) ハド・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國のメキシコ湾港又は大西洋港H.C.F.の
最低相対價格及び
(e) ソフト・ホワイト一号又はハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆國の太平洋港
H.C.F.の最低相対價格

その時の輸送費及び為替換算率に基^キ品質差が認められている輸入國では、関係輸出國
及び輸入國間に取りきめられる品質差による補正を加えて算定された、この條の第一項に明記した

マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のファート・ウィリアム又は~~マニトバ~~・アーサー倉庫渡しの最低価格のグレート・ブリタン及び北部アイルランド連合王国における~~その~~価格に相~~等~~するウァンクロー、ホーストラリア、フランス國、ウルグアイ國、アメリカ合衆國のメキシコ湾港又は大西洋港及びアメリカ合衆國太平洋港の~~その~~價格とする。

4 執行委員会は、相~~等~~價格諮問委員会と協議の上、千九百四十九年八月一日以後いつでも第二項及び第三項に明記した以外の小麦の種類を指定し、その最高及び最低相~~等~~價格を定めることができる。但し、相~~等~~價格のまだ定められていない小麦の種類の場合には、最低及び最高相~~等~~價格は、当分の間の條に明記した小麦の種類又は執行委員会が相~~等~~價格諮問委員会と協議の上指定した小麦の種類のうち最もその種類に類似するものの最低及び最高價格に適當な割増を加え又はこれから適當な割引をしたものとする。

5 輸出國又は輸入國が執行委員会に対しこの條の第二項、第三項又は第四項により定められた相~~等~~價格がその時の輸送費、爲替換算率又は市場の割増若しくは割引價格に照らして公正でなくなつたと申し立てたときは、執行委員会は、問題を考慮し、且つ、相~~等~~價格諮問委員会と協議の上、望ましいと認める調整をすることができる。

6 この條の第二項若しくは第三項に明記し~~た~~又はこの條の第四項により指定した小麦の種類について、この條の第四項及び第五項の適用上いかなる割増又は割引が適當であるかに関して紛争が生じたときは、執行委員会は、關係輸出國又は輸入國の要請に應じ、相~~等~~價格諮問委員会と協議の上、問題を決定するものとする。

7 この條の第四項、第五項及び第六項による執行委員会のすべての決定は、すべての輸出國及び輸入國を拘束する。但し、これらの國のうちで右の決定が自國に不利であると認めるものは、理事會にその決定の再審査を求めることができる。

8 輸出國及び輸入國は、國內農業政策及び價格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を確保するが、すべての事情に照らして相互に受諾しうる價格で相互間の小麦取引の~~促進~~奨励促進するため、輸出國及び輸入國が行おうとする小麦取引に関する最高價格と最低價格との間の價格の自由な変動を阻害するようにこれらの政策を運用しないことに努力しなければならない。輸出國又は輸入國は、これらの政策の結果として損害を被つていないと認めるときは、この問題について理事會の注意を喚起することができる。理事會は、その苦情について調査して報告しなければならない。

第七條 在庫量

1 輸入國に対する小麦の供給を確保するため、各輸出國は、その收穫年度末~~の~~古~~の~~在庫量を、次の各收穫年度におけるこの協定に基づく賣渡保証數量をみたすのに充分な水準に維持するように努力しなければならない。
2 一輸出國が不作であつた場合には、理事會は、その輸出國が第十條の規定に基いてその義務のいずれかを解除される前に、その輸出國がこの條の第一項の要求する充分な在庫量を維持するために行つた努力に関し、特別の考慮を興えるものとする。

3 年度初め及び年度末における小麦の不釣合な輸入は、この協定に基づく價格の安定を害し、すべての輸出國及び輸入國の義務の履行を困難とするおそれがあるので、これを避けるため、輸入國は、常に充分な在庫量を維持するように努力しなければならない。

4 第十二條の規定に基づいて輸入國が要請をした場合には、理事会は、その要請に有利な決定をする前に、その輸入國がこの條の第三項の要求する充分な在庫量を維持するため行つた努力に関し、特別の考慮を與えるものとする。

第八條 理事会に提供すべき情報

輸出國及び輸入國は、この協定の運営に関連して理事会が要請する情報を、理事会の定める期間内に理事会に報告しなければならない。

第三部 保証数量の調整

第九條 不参加又は脱退の場合の調整

1 附表A又は附表Bに掲げた國が、(a)署名をしなかつたか、(b)受諾書を寄託しなかつたか、(c)第二十二條第五項、第六項又は第七項の規定によつて脱退したが、(d)第十九條によつて除名されたか、又は(e)第十九條によつてこの協定に基づく保証数量の全部又は一部をみなさないで、理事会により認定された結果、第二條附表Aの輸入保証数量の合計と第二條附表Bの賣渡保証数量の合計との間に開きを生じた場合には、理事会は、保証数量残量を附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とが一致するように調整するものとする。但し、いかなる國も、第二十二條第六項によつてこの協定から脱退する

権利を害せられない。

2 この條による調整は、理事会が輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二により別段の定めをしない限り、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ、場合により附表A又は附表Bの保証数量をあん分により削減することによつて行うものとする。

3 この條による調整を行うに當つては、理事会は、賣渡保証数量及び輸入保証数量をできる限り高く維持することが一般に望ましいことに留意するものとする。

第十條 不作の場合又は國際收支の均衡若しくは通貨準備の維持が必要である場合の調整

1 輸出國又は輸入國は、輸出國の場合には不作のため、輸入國の場合には國際收支の均衡又は通貨準備を維持するため、この協定に基づく特定の收穫年度の義務の履行が妨げられると認められたときは、これを理事会に報告しなければならない。

2 報告された事項が國際收支又は通貨準備に関連する場合には、それが國際通貨基金の加盟國に関する限り、理事会は、この條の第一項にいう必要の有無及び程度について國際通貨基金の意見を求め、関連があると認めるすべての事実とともに、これを考慮に入れなければならない。

3 理事会は、この條の第一項の規定によつて報告された事項を報告國とともに討議し、申立に正当な理由があるかどうかを決定しなければならない。理事会は、申立に正当な理由があると認められたときは、報告國が当該收穫年度の保証数量を免除されることの可否並びに免除の範囲及び條件を決定

しなればならない。理事会は、決定を報告國に通報するものとする。
4 理事會が報告國の当該收穫年度の保証数量の全部又は一部を免除することを決定する場合には、次の手続を適用する。

- (a) 理事會は、報告國が輸入國である場合には他の輸入國に、報告國が輸出國である場合には他の輸出國に、当該收穫年度におけるその保証数量を、報告國が免除を受けた保証数量の限度まで、増加するように勧誘するものとする。但し、輸出國の保証数量の増加は、輸出國の投票の三分の二及び輸入國がその國際收支の問題を一層困難ならしめるという理由によつて理事會の定める期間内にその増加に異議を申し立てる場合には、輸入國の投票の三分の二によつて理事會の承認を要するものとする。
- (b) 輸入國が免除を受けた保証数量がこの項の(a)に定めた方法で完全に相殺されないときは、理事會は、報告國が輸入國である場合には輸出國に、報告國が輸出國である場合は輸入國に、この項の(a)に基いて行つた調整を考慮した後、報告國が免除を受けた保証数量の限度まで当該收穫年度における保証数量の削減を承諾するように勧誘するものとする。
- (c) 理事會が輸出國及び輸入國から受領したこの項の(a)による保証数量増加又はこの項の(b)による保証数量削減の申出の合計が報告國が免除を受けた保証数量をこえるときは、これらの國の保証数量は、理事會が別段の定めをしない限り、あん分によつて増加し又は削減されるものとする。但し、これらの國の保証数量の増加又は削減は、申出数量をこえてはならない。

(d) 報告國が免除を受けた保証数量がこの項の(a)及び(b)に定めた方法によつて完全に相殺されないときは、理事會は、報告國が輸出國である場合には第三條附表Aに、報告國が輸入國である場合には第三條附表Bに掲げた当該收穫年度の保証数量を、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ削減するものとする。附表Bの削減の場合には輸出國が、附表Aの削減の場合には輸入國が別段の取極をしない限り、削減は、この項の(b)によつて既に行つた削減をも考慮した上、あん分によつて行うものとする。

第十一條 同意による保証数量の増加

理事會は、輸出國又は輸入國の要請に基いて、いつでも、この協定の收穫期間中の一附表の数量の増加を、同期間中の他の附表の数量が同量増加される場合に、これにより数量の変更を受ける輸出國及び輸入國が同意することを條件として、承認することができる。

第十二條 緊急の必要の場合の追加輸入

輸入國は、その領域内に発生した又は発生するおそれのある緊急の必要をみたすため、その保証数量のほかに小麦の供給を受けることについて、理事會に援助を要請することができる。理事會は、右の要請を考慮した上、緊急の必要によつて生じた事態を救済するのに必要と認める小麦の数量を供給するため、他の輸入國の保証数量をあん分によつて削減することができる。但し、理事會が他のいかなる方法によつても事態は処理されないと認めることを條件とする。この項に基く保証輸入数量の削減には、輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二を必要とする。

第四部 運営

第十三條 理事会

A 構成

1 この協定を運営するため、ここに国際小麦理事會を設ける。

2 各輸出國及び各輸入國は、投票權を有する理事會の構成員であり、その会合には、代表一人、^{補欠}代理人及び顧問によつて代表される。

3 理事會が小麦の不規則な輸出又は輸入を認めたる國は、第八條に規定した義務を受諾し且つ理事會の定める会費の支拂に同意することを條件として、投票權を有しない理事會の構成員となることができる。投票權を有しない理事會の構成員である各國は、その会合に代表者一人を出す權利を有する。

4 國際連合食糧農業機關、國際貿易機關、國際商品取極中間調整委員會及び理事會の定める他の政府機關は、それぞれ理事會の會合に投票權を有しない代表者一人を出す權利を有する。

5 理事會は、收穫年度ごとに議長及び副議長を選挙する。

B 権限及び任務

6 理事會は、その手續規則を制定する。

7 理事會は、この協定の條項により要求された記録を保管するものとし、且つ、望ましいと認める他の記録を保管することができる。

8 理事會は、年次報告を公表するものとし、且つ、この協定の範圍内の事項に関する他の情報を公表することができる。

9 理事會は、千九百四十二年六月に承認され千九百四十六年六月に改正された協定覚書に基いて設けられた國際小麦理事會と協議の後、その記録、資産及び負債を引き継ぐことができる。

10 理事會は、この協定の條項を実施するために必要と認める他の権限を有し、他の任務を遂行するものとする。

11 理事會は、輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二によつて、そのいずれの権限及び任務の実施をも委任することができる。理事會は、いつでも、投票の過半数によつて右の委任を取り消すことができる。この項に従つて理事會が委任した権限又は任務に基いて行われた決定は、理事會の定める期間内に輸出國又は輸入國の要請があつたときは、理事會の審査を受けるものとする。右の決定は、定められた期間内に審査の要請がなかつたときは、すべての輸出國及び輸入國を拘束する。

C 投票

12 輸入國全体は、千票を有し、これを、^{その國のBar}各該收穫年度における輸入保証數量と同收穫年度における輸入保証數量の合計に對する比率に依り、輸入國の間に分配する。輸出國全体は、千票を有し、これを、^{その國のBar}各該收穫年度における輸入保証數量と同收穫年度における賣渡保証數量の合計に對する比率に依り、各輸出國の間に分配する。輸出國又は輸入國は、一未滿の票を持つてはなら

三六

二六

13 当該收穫年度における輸入保証数量又は賣渡保証数量に変更がある場合にはいつでも、理事会は、この條の第十二項の規定を他の票を再分配する。

14 輸出國又は輸入國が第十七條第五項によつて票を失ひ又は第十九條第三項によつて票を奪われたときは、理事会は、當該國が當該收穫年度の保証數量を全く有しない場合と同様に票を再分配しなければならぬ。

15 この協定に別段の定がある場合を除き、理事会の決定は、投票された總數の過半数によつて行われる。

16 輸出國は、他の輸出國に、輸入國は、他の輸入國に、理事会の会合でその利益を代表し且つその票を行使する権限を委任することができる。この委任について理事会が満足と認める証拠が、理事会に提出されなければならない。

17 理事会は、少くとも各收穫年度の半期ごとに一回及び議長が定める他の時期に会合する。

18 議長は、(a)輸出國及び輸入國の五人の代表、(b)總票數の十分の一以上を有する輸出國及び輸入國の代表又は(c)執行委員会の要請があつたときは、理事会の會議を招集しなければならない。

19 理事会の會合の定足數をみたすには、輸出國の票數の過半数及び輸入國の票數の過半数を有する代表の出席を必要とする。

20 理事会は、千九百四十九年七月に仮所在地を選定する。理事会は、適當と認める時期がきた時は直ちに、國際連合の適當な機關及び専門機關と協議の後、恒久的所在地を選定する。

21 理事会は、各輸出國及び輸入國の領域内で、この協定によつて任務の遂行のために必要な法律行為能力を有する。

22 各輸出國及び輸入國は、この協定の規定によつて理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

第十四條 執行委員会

1 理事会は、執行委員会を設ける。執行委員会の構成員は、毎年輸出國が選舉する三輸出國及び毎年輸入國が選舉する七以内の輸入國とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、副委員長を任命することができる。

2 執行委員会は、理事会に対して責任を有し、その一般的指導の下に活動する。執行委員会は、この協定によつて明確に與えられた権限及び任務並びに第十三條第十一項によつて理事会が委任する

二七

他の権限及び任務を有する。
3 執行委員会(執行委員)は、輸出国は、輸入国と同数の合計票数を有する。輸出国の票は、輸出国が定めるところに従つて輸出国間に分割する。但し、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十分の一セントをこえる票数を有してはならない。輸入国の票は、輸入国が定めるところに従つて輸入国間に分割する。但し、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十分の一セントをこえる票数を有してはならない。

4 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を定める。理事会は、また、執行委員会における手続規則に関して適当と認める他の規定を定めることができる。執行委員会の決定は、理事会が同様の事項について決定する場合にこの協定が定めるところと同一の投票の過半数を必要とする。

5 執行委員会の構成員でない輸出国又は輸入国は、執行委員会がその国の利害に影響すると認めるときはいつでも、執行委員会におけるいかなる問題の討議にも、投票権なしで参加することができらる。

第十五條 相等價格諮問委員会

理事会は、三輸出国及び三輸入国の代表者から成る相等價格諮問委員会を設ける。この委員会は、第六條第四項、第五項及び第六項に掲げた事項並びに理事会又は執行委員会がこの委員会に付託した問題について、理事会及び執行委員会に助言する。この委員会の委員長は、理事会が任命する。

第十六條 事務局

1 理事会は、事務局長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員とから成る事務局を有する。
2 理事会は、事務局長を任命し、その任務を定める。
3 職員は、事務局長が理事会の定める規則に従つて任命する。

第十七條 会計

1 理事会への代表團、執行委員会における代表者及び相等價格諮問委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。この協定の運営に必要な他の費用は、事務局の費用及び理事会がその議長又は副議長に支拂うことを決定する報酬を含めて、輸出国及び輸入国の年次分担金をもつて支弁する。各收穫年度における各國の分担金は、同收穫年度の予算成立の時にその國の有する票数に比例するものとする。
2 理事会は、第一回會議において、千九百五十年七月三十一日に終る期間の予算を承認し、各輸出国及び輸入国が支拂うべき分担金を定める。
3 理事会は、各收穫年度の下半年における第一回會議において、次收穫年度の予算を承認し、同收穫年度に各輸出国及び輸入国が支拂うべき分担金を定める。
4 第二十一條によつてこの協定に加入する輸出国又は輸入国の第一回分担金は、当該國の有すべき票数及び当該收穫年度の残存期間に基いて理事会が定める。但し、他の輸出国及び輸入国に對し、当該收穫年度の分担金の割当は、変更しない。

し定めらるん

- 5 分担金は、割当の後直ちに支拂ふなければならない。割当後一年以内に分担金を支拂わなかった輸出
国又は輸入国は、分担金を支拂うまで投票権を失う。この協定による他の権利を奪われ又は
義務を免除されることはない。輸出国又は輸入国がこの項によつて投票権を失つたときは、その票
は、第十三條第十四項に定めるところに従ひ再分配される。
- 6 理事会は、各收穫年度において、前收穫年度における概算の收支計算書を公表する。
- 7 理事会の仮所在地又は恒久的所在地のある國の政府は、理事会がその職員に支拂う給料について
の課税を免除しなければならない。但し、この免除は、自國民には適用することを要しない。
- 8 理事会は、解散に先立ち、この協定の終了の時に於ける負債の整理並びに記録及び資産の処分
について定める。

第十八條 他の政府間機関との協力

- 1 理事会は、國際連合の適当な機関、その専門機関及び他の政府間機関との協議及び協力に必要な
すべての取極をする。
- 2 この協定の條項が政府間商品協定について國際連合が自ら又はその適当な機関及び専門機関を通
じて定める要件と實質的に抵触すると理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の運用を妨げ
る事情とみなされ、第二十二條第三項、第四項及び第五項に定める手続を適用される。

第十九條 紛争及び苦情

- 1 交渉によつて解決されないこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び輸出国又は輸入国がこの協
定に基く義務を履行しなかつたという苦情は、紛争当事國又は苦情申立國たる輸出国又は輸入國の
要請によつて理事会に付託され、理事会は、その事項について決定する。
- 2 輸出国又は輸入国は、輸出國の有する票の過半数及び輸入國の有する票の過半数によらなけれ
ば、この協定に違反したと判定されることはない。輸出国又は輸入国がこの協定に違反している
という判定は、違反の性質及び、違反が当該國による保証数量の不履行を伴う場合には、不履行の程
度を明示しなければならない。
- 3 理事会は、輸出国又は輸入国がこの協定に違反したと判定したときは、輸出國の有する票の過半
数及び輸入國の有する票の過半数により、当該國の投票権をその國が義務を履行するまで奪ふ。又
又は当該國をこの協定から排除することができる。
- 4 輸出国又は輸入国がこの協定に違反して票を奪われたときは、その票は、第十條第十四項に定める
ところに従ひ再分配する。輸出国又は輸入国が保証数量の全部又は一部の不履行の判定を受け又は
この協定から排除されたときは、残余の保証数量は、第九條に定めるところに従ひ調整する。

第五部 最終規定

第二十條 署名、受諾及び効力の発生

- 1 この協定は、千九百四十九年四月十五日までワシントンで、第三條附表A及び附表Bに掲げた國
の政府による署名のため開かれる。
- 2 この協定は、各自の憲法上の手続に従つて署名國政府の受諾を受けるものとする。この條の第四

項の規定に従うことを条件として、受諾書は、千九百四十九年七月一日までにアメリカ合衆國政府に寄託するものとする。

3 輸入保証数量の七パーセント以上について責任を有する第三條附表Aに掲げた國の政府及び賣渡保証数量の八パーセント以上について責任を有する第三條附表Bに掲げた國の政府が千九百四十九年七月一日までにこの協定を受諾したときは、この協定の第一部、第三部、第四部及び第五部は、受諾した政府の間で千九百四十九年七月一日に効力を生ずる。理事会は、この協定の第二部が協定を受諾した政府の間で効力を生ずべき千九百四十九年九月一日以前の期日を定めるものとする。

4 千九百四十九年七月一日までにこの協定を受諾しなかつた署名國政府に対し、理事会は、受諾書寄託の期間をこの期日後に延長することができる。この協定の第一部、第三部、第四部及び第五部は、右の政府については、その受諾書の寄託の日に効力を生じ、この協定の第二部は、同政府については、開部の効力發生のためにこの條の第三項により定められた日に効力を生ずる。

5 アメリカ合衆國政府は、すべての署名國政府にこの協定の各署名及び受諾を通告する。

第二十一條 加入
理事会は、輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二によつて、この協定の当事國でない政府のこの協定への加入を承認し、有し加入の條件を定めることができる。加入は、加入書をアメリカ合衆國政府に寄託することによつて行ふ。同政府は、すべての署名國政府及び加入國政府に各加入國に通報する。

第二十二條 存続期間、改正、脱退及び終了
1 この協定は、千九百五十三年七月三十一日まで効力を有する。

2 理事会は、この協定の更新に関する勧告を、千九百五十二年七月三十一日以前に、輸出國及び輸入國に通報する。

3 理事会は、この協定の運用を妨げ又は妨げるおそれがあると認める事態が生じたときは、輸出國の有する票の過半数及び輸入國の有する票の過半数により、この協定の改正を輸出國及び輸入國に勧告することができる。

4 理事会は、各輸出國及び輸入國が改正を受諾するかどうかをアメリカ合衆國政府に通告するためこの期間を定めることができる。改正は、輸出國の票の三分の二を有する輸出國の受諾及び輸入國の票の三分の二を有する輸入國の受諾があつたときに、効力を生ずる。

5 改正が効力を生ずる日までに改正の受諾をアメリカ合衆國政府に通告しなかつた輸出國又は輸入國は、理事會が各場合に要求する脱退通告書をアメリカ合衆國政府に送付した後、当該收穫年度の終了とともにこの協定から脱退することができる。但し、同收穫年度末までに履行しなかつたこの協定による義務は、これにより免除されず、これは、同收穫年度末までに履行しなかつたこの協定による義務は、これにより免除されず、これは、同收穫年度末までに履行しなかつたこの協定に參加しないため若しくはこの協定から脱退したために利益を著しく害されると認める輸出

三三
 國、又は、第三條附表Bの保証数量の五パーセントをこえるものについて責任を有する同表に掲げた國がこの協定に参加しないため若しくはこの協定から脱退したために利益を著しく害されると認めらる輸入國は、千九百四十九年九月一日以前又は理事会が輸出國の投票の三分の二及び輸入國の投票の三分の二によつて定められた期日前に、脱退通告書をアメリカ合衆國政府に送付することによつて、この協定から脱退することができる。

七 敵対行為の発生によつて國の安全が危うなると認めらる輸出國又は輸入國は、三十日の予告をもつて脱退通告書をアメリカ合衆國政府に送付することによつて、この協定から脱退することができる。

八 アメリカ合衆國政府は、この條によつて受領した各通告を、すべての署名國政府及び加入國政府に通知する。

第二十三條 地域的適用

一 いかなる政府も、この協定の署名、受諾又は加入の時、この協定に基く權利義務はその政府が外交關係に責任を有する海外領土の全部又は一部に適用されないと宣言することができる。

二 この條の第一項の規定に従つて宣言のなされた領域を除き、この協定に基く政府の權利義務は、その政府が外交關係に責任を有するすべての領域に適用される。

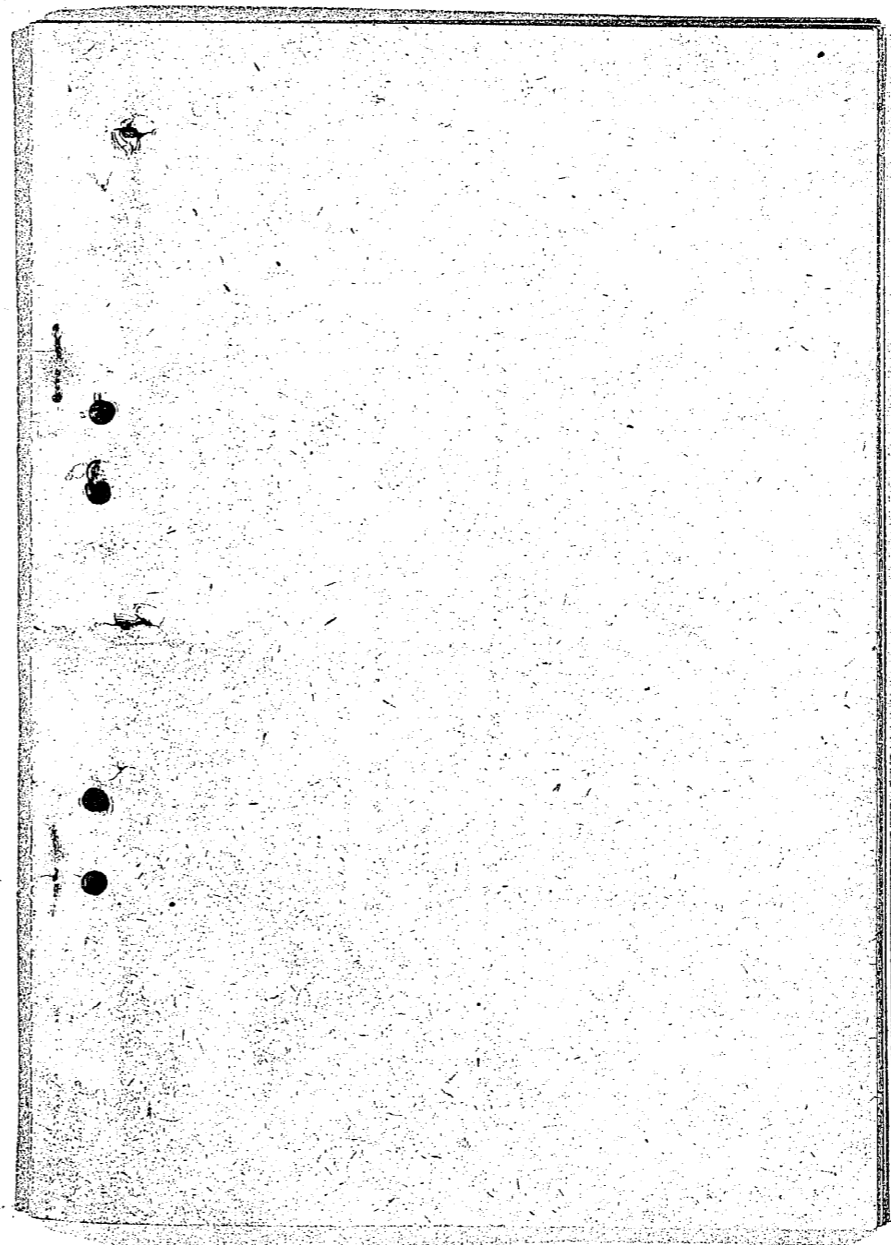
三 いかなる政府も、この協定の受諾又は加入の後いつでも、アメリカ合衆國政府に対する通告により、この協定に基く權利義務がこの條の第一項に従つてその政府が宣言を行つた領域の全部又は一部に適用されることを宣言することができる。

四 いかなる政府も、アメリカ合衆國政府に脱退の通告をすることにより、その政府が外交關係に責任を有する海外領土の全部又は一部について別々に、この協定から脱退することができる。

五 アメリカ合衆國政府は、この條によつてなされた宣言又は通告を、すべての署名國政府及び加入國政府に通知する。

右の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、その署名に對應して掲げた日にこの協定に署名した。

千九百四十九年三月二十三日ワシントンにおいて、イギリス語及びフランス語で作成した。兩本文は、ともに正文とし、原本は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託される。同政府は、その認証謄本を各署名國政府及び加入國政府に送付する。



RB'-0140

0277

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

4225
2775
170
540

940
5360
56400
2820
328400

1000
1 basket
1.85 cent

925
155
6475

カチのナマニ下り
百七ナドトル外務省

カチのナマニ	九ナドトル	三三三三三三
又同様の協定による買付価格	ナドトル	三三三三三三
である。(輸送料、保険料を合計一ナドトルとみる)		
次に小量の協定に加入して九ナドトルと買付価格の差額を		
とすれば、次の如く輸入協定の節約となる。		
米口小量三ナドトルの買付価格	五ナドトル	
減額小量三ナドトルの買付価格	二ナドトル	
		293 170 463

350000
100000

900360
540000
360000

手帳
三三三三三三外務省

一回協定の協定加入に際し輸入協定は九ナドトルとし		
内訳		
一 米口ナリ	三十五ナドトル	420
二 減額ナリ	三十五ナドトル	70
三 カチのナマニ	二十ナドトル	140
		1105
		497
(二) 同様の協定加入に際し輸入協定による買付価格		
買付価格は調査協定の買付価格と執行小量の買付価格は		
次の通りである。		
米口小量	九ナドトル	三三三三三三
減額小量	三ナドトル	三三三三三三

TO: GENERAL HEADQUARTERS, SUPREME
COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.
(Attn: ~~Mr. H. F. Smith, Chief, Food Branch,~~
ESS/PD)

FROM: Ministry of Foreign Affairs.

SUBJECT: Guaranteed quantity of the Annual
Importation under the International
Wheat Agreement

FOM No. / PE 54 January 1949

1. Reference: letter
Ministry of Foreign Affairs

a. Memorandum FOM No. 961 (PE) of

27 September 1949 subject: Appli-
cation for accession to the International

Wheat Agreement. AG 433 (27 Sep 49) ESS/PD

b. SCAP Memorandum (SCAPIN 6891-A)

AG 433 ESS/PD of 8 October 1949

subject: Request for Application for
Membership in the International

Wheat Agreement.

2. Transmitted herewith is a letter addressed

to the Supreme Commander for the Allied Powers by the
Minister for Foreign Affairs on the subject matter stated
~~Foreign Memorandum under today's date on the~~
January 4, 1949, addressed to the G-1-2, S-C-A-1
subject matter.

For _____

(Hisamasa Shimazono)
Chief, Bureau of Political Affairs,
Ministry of Foreign Affairs

1 Incl:
Enclosure Letter as stated above.

43
主管 連絡課長
書課長

主任 経済局長 (宣)

起草 昭和廿五年一月五日

1	76500	1
2	190	1
3	050	1
4	050	1
5	060	1

RB'-0140

0280

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B/6.4.0.7

國際週報

取扱注意

引用禁止
謄写代用

昭和25年3月22日

1. アチソン國務長官のカリフォルニア演説
2. 第三回ソ連邦最高會議選挙の施行
3. 國際小委員会における日本の加入の延期

62号

外務省調査局

RB'-0140

0281

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

週刊「国際週報」(旧「国際情勢概観」改題)は、従前スタン
 シム印刷であつたものを、昨年四月閣議と保存の便宜の
 ため活字印刷を以て謄写に代えることとしたが、特に迅
 速を旨とする関係上、その内容や観測は、他日正確な資料
 や情報入手の上検討し直さなければならぬものもある
 ので、その取扱には適当な注意を拂われたい。

なお第二十二号からは調査局総務室(第一課)において、引
 続き調査局各課の協力を得てその編集を担当している。

昭和二十五年一月

外務省調査局

一、アチソン國務長官のカリフォルニア演説

(一) 最近アチソン國務長官は、カリフォルニア州において二つの重要演説を行つたが、一は十五日
 ナンフランシスコのモンテナルス・クラブにおける、アジア問題に関するものであり、他は十六日
 パークレーのカリフォルニア大学における対ソ関係に関するものである。

(二) ナンフランシスコ演説

右演説は特に新しい内容をもつものではなく、既に一月十二日のアチソン長官の演説(第五三号参
 照)及び中ソ條約に関するその見解(第五八号参照)の趣旨と同巧異曲であるが、たゞ次の諸点は注
 目される。

- (1) 一月十二日のアチソンの演説以来の極東政局の變轉に鑑み、アメリカの對極東政策は更に明確
 度を加え、中共の國境外の進出に重ねて警告を發して東南アジアに対するトルーマン・ドクトリ
 ンの構想を明かにした。
- (2) 對中共貿易に対する態度を明かにし、中共が貿易慣行を遵守する限り、傳統的な對華貿易を繼
 続するが、この場合アメリカは自國に有害な商品を買却したり、自國に敵意を公言しているもの
 に借款、贈與を與へることはない。また中國の對米貿易が一九四六―四八年間においてその全輸
 入額の半分、輸出額の四分の一を占めているに比し、アメリカの對華貿易は、輸出は五%、輸入
 は二%以下であり、もし中共指導者がアメリカは對華貿易に依存していると考えるならば、その

真否は將來明かとならうと述べた。

(8) 三月八日の濠外相スベンダーの言をとりあげ、これに全幅的支持を與えた。右スベンダー外相のいわゆる六原則は(1)現在の國際危機の眞因の理解(2)民主主義的生活様式維持のための各方面における努力(3)宥和政策の無効且つ危険性(4)各國の國內問題の解決(5)現在の國際機關における協力(6)重大利益に影響ある地域においてより効果的な協力方式を考慮するというのであつた。右六原則は(7)を除いては多かれ少かれ抽象的言辭であるが、アメリカがこれを支持した理由として考えられることは、(1)オーストラリアに対して、アジア問題における積極的役割を期待し、(2)第六点(6)は太平洋地域における安全保障の問題とみられるが、アメリカのこれに対する態度は、中ソ條約の締結を主とする極東政局の変轉と共に、先にネール首相を支持していた當時とは若干のニュアンスの差異を示すに至り、他方ネール首相の中立的態度の固執にも鑑み、こゝで本問題に関する米濠間の意見の調整に資せんとするものと考えられる。

(9) バークレー演説

演説の要旨は次の通りである。

アメリカは平和を求め、如何なる犠牲を拂つてもこれを求めるといふものではなく、また交渉の用意はあるが、誤れる希望を抱かせることきものであつてはならない。米ソせりんの体制は、平和の内に共存できるものであり、その成否は一に係つてソ連指導者にあるが、彼等は世界における緊迫感の継続から最早うる所なしとみる迄はその態度を変へることはないであろう。

なおアチソン長官は次のごとき米ソ間の七つの緊張点を列挙し、その解決のため、ソ連側の協力を要望した。

(1) 講和條約

(1) ドイツ 國際的監視の下に行われる自由選挙に基く政府によつて、全独を統一することが本目的である。(2) オーストラリア 同國の独立は、東境においてその軍隊と特殊權益を維持せんとするソ連の決意によつて妨げられている。(3) 日本 ソ連は、四大國以外の諸國も対日講和に利害關係をもつことを認め、講和を妨げることき手續を主張するのをやめ、うるものと考へる。

(2) 武力の使用

ソ連はその衛星國から軍事及び警察力を撤退し、その威圧を行使することをさけるべきである。それはヤルタ會議において決定された欧州の解放の趣旨にも沿うものである。アメリカは東歐諸國の政權が、特にある政治的ないし社会的性格をもつことを主張するものではなく、ただそれは民衆に基礎を置いた眞に独立な政權でなければならぬ。

(3) 國連における妨害

ソ連は現在の國連における妨害的態度をやめるべきである。ソ連が眞に平和に貢献することき提案をなせば、必ずや國連の多数の支持をうるであろう。アメリカもかゝる多数に参加することを喜ぶものである。

(4) 原子力の効果的管理

三

ソ連はアメリカと共に原子兵器の制限に関する効果的取極を探究すべきである。ソ連のとき体制の下においては、政治的信念を異にする人々の参加する機関に対し、その領土内において活動を許すことは困難であろうが、これは人類に対する責任であり、またかかる機関を運営するため、アメリカにもソ連にも支配されない、責任感の強い有能な行政官、科学者を見出しうるべきである。

(5) 現存政権を顛覆せんとする企図、

ソ連は、その支配下にある共産主義機関を通じて、既存の政権を破壊的手段をもつて顛覆せんとすることを差控えるべきである。

(6) 外交官の適正な待遇

ソ連は各國の公式の代表が礼讓と尊敬をもつて取扱われ、また外交代表がその機能を果しうるべきとき雰圍氣を醸成すべきである。

(7) 他國の動機の歪曲

ソ連は國民に対し他國特にアメリカの姿を組織的に歪曲することをやめるべきである。

四 右バークレー演説も、内容的に言えはさして新しいものではない。その行われた時期の点からこれをみれば、現在ソ連は、その有利となつた國際政局を利用して平和攻勢に出んとしており、現にそれはソ連の総選挙におけるソ連指導者の演説中にもみられる所であるので、この際アメリカはその機先を制してその條件を提示したものとみられる。更に右演説は國內啓蒙の目的をも有し、前記七点

によつて米ソ間の問題の所在点を明かにし、右條件が容れられれば交渉の用意あることを示すと共に、議會、國民の支持を以てする總力外交の必要を重ねて力説したものと解せられる。

もとより右対ソ七点は、ソ連の政策の根本的修正を意味するために、アメリカ政府もこれに多くを期待してはいないとみられるが、これを契機として何らかの發展を期待している向もあり、その帰趨はソ連側の出方いかんに懸つていものとみられる。

二、第三回ソ連邦最高會議選挙の施行

(一) 三月十二日(日曜日)、ソ連では予定の通り、現行のいわゆるスターリン憲法下第三回目的連邦最高會議選挙が施行された。その結果、最高會議の兩院たる「連邦會議」および「民族會議」の代議員計一、三二六名が選出され、かくして、憲法の規定に基いて、来る六月十二日に至るまでの間に、第三回選出議員の最高會議が召集されることとなつたわけである。

(二) 今次選挙施行までの経過と、選挙の結果は概略次の通りである。

(1) 選挙施行までの経過

まずソ連の選挙運動について一言しておく必要があるが、ソ連は周知のように、プロレタリア独裁という独自の政治形態をとり、かつ共産党のみが唯一の合法政党とされている関係上、勢いその選挙運動は資本主義諸國のそれとは異なる性格を帯びる。ソ連の選挙運動の特色は、要するに(イ) 選挙運動の過程において共産党、労働組合機関を動員し、あるいは新聞、ラヂオを利用して、ソ

ヴィエト体制の優越性ないし党、政府の内外政策を一般國民に徹底させて、その政治意識の昂揚をはかる点にあるといわれる（本年もこのラインによつて、選挙運動が活潑に展開されたことは勿論である）。

(ロ) したがつて、選挙運動は個々の立候補者が自らこれを積極的に行うようなことはまずない。もつとも、本年スターリン首相は恒例に反し、何故か選挙演説を行わず、世人の耳目をひいたが、モロトフ、マレンコフ以下の要人はいずれも一應自己の選挙区に姿を現わし、一場の選挙演説をなした。しかし右演説たるや、立候補の弁というよりもむしろ選挙の機会をもらえて、党、政府の内外施策をせん明した感が深かつた。

すなわち、モロトフは、「資本主義と共産主義の二つの体制は平和的に共存しうるものであり、ソ連はその大建設計画を維持することに強い関心を抱いている云々」と述べ、またマレンコフは、「ソ連政府は第三次大戦を防止するための一切の眞面目な提案に対しては、これに参加し、かつ積極的な役割を演ずる用意がある。ソ連は昨年米ソ英佛中國の五大國間で平和強化に関する協定を締結するよう提案したが、これが実現を妨害したのは米國である云々」と述べ、一般の関心をひいた。

(ク) なおソ連の選挙上最も注目される点は、候補者を推薦する権利が専ら公共団体および勤労者團體に対してのみ保障されていることである。このため、個人は個人の資格で自ら立候補することができず、かくして現実には被推薦者の大多数は共産黨員が占め、非黨員は社会主義建設に貢献した

スタハリノフ式労働者、技師、あるいは軍人といつた少数の者に限られることとなるわけである。本年は二月四日から十七日間全國一齊に候補者の推薦が行われ、その際スターリン、モロトフ、マレンコフ以下の諸要人は各地の多数團體から同時に推薦された。しかし立候補は選挙法上「選挙区」と定められているため、結局右三氏はいずれも前回同様モスクワ市内の選挙区から立候補した。

(2) 選挙の結果

中央選挙委員会の発表によれば、今次選挙における投票状況は次の通りとなつてゐる。なお括弧内は前回（一九四六年二月）の選挙における数字を示す。

選挙委員会に登録済の選挙人総数

一一一、二一六、三七三名
(一〇一、七二三、六八六名)

実際に投票に参加した者の総数

一一一、〇九〇、〇一〇名、九九・九八パーセント
(一〇一、四五〇、九三六名、九九・七パーセント)

内 訳

一、連邦会議

(1) 投票総数 一一〇、七八八、三七七票

七

(a) 反対投票	(100,621,225)
(b) 無効投票	300,146票
	(819,699)
	1,487票
	(10,012)
二、民族会議	
(a) 投票総数	110,782,009票
	(100,603,567)
(b) 反対投票	306,382票
	(818,955)
	1,619票
(c) 無効投票	(28,414)

三、國際小麦理事会における日本の加入の延期

(一) 三月十三日―十五日、ロンドンにおいて國際小麦会議第四回理事会が開かれ、昨年末より懸案となつていた日本及び西独の小麦協定加入問題が審議された。

昨年十一月二日、第二回理事会に日本は西独とともに正式に小麦協定参加を申請したが、執行委員

会の承認を要するため、理事会は本件を第三回理事会の討議に持越した。しかし第三回理事会(一月十二日―二十一日)においても日独の協定参加問題については決論を得ず、理事会は最長三十日を條件とする休会に入つたが、二月十七日に至り、第四回理事会は三月十三日に再開する旨発表されてい

たものである。
(二) 当時の報道によると、兩國に対する小麦輸入保証量は、西独五千五百万、日本四千四百万ブッシュェルと予想されていた。これは小麦協定による従來の供給量、年間四億五千ブッシュェルに対して約二割に上るわけで、(日独が輸入量に相当する投票権を獲得することとなる)英國及びその他の輸入國中には、兩國に対する輸入保証量が過大にすぎること、特にドル貨以外で購入出来る小麦に対する需要が兩國の協定加入により競合状態におち入ることを理由に、兩國の加入については何らの條件を附することを主張していた。

又米、加、濠等主要輸出國間にも供給割当について若干意見の相違があると報じられていたが、濠州の態度については二月十六日濠州農商相マックタイウンは、『濠州は、英連邦諸國が濠州小麦を優先的に入手出来るよう希望するものであり、濠州の受諾出来ない條件で日独の参加を認めることには反対する旨、小麦會議の濠州代表に訓令した』と表明し、本件については英國の立場を支持することを明かにした。これに対して、日独の無條件協定加入を支持して來たアメリカは、カナダと兩國の加入後の輸出割当等について意見の調整に努力した趣で、三月五日オッタワA.F.P.によれば、會議の開催前、米農務長官ブランは、加貿易商業相C.D.ハウとオッタワにおいて会合し、日独の加入支持

一〇

を決定するとともに、兩國の加入により新に附加される需要量一億ブッシェルに対し、カナダは五〇年―五一年收穫より二千五百万ブッシェルの提供を約したと傳えられている。さらに同貿易商業相は、十三日下院において、日独の協定加入支持を言明し、「現在カナダが協定に基き輸出を保証されている数量二億三百八万二千ブッシェルは、兩國の協定加入が許されれば二億三千万ブッシェルに増加するだろう」と述べている。

(四) 十三日に開かれた理事會は、短時間の討議の後十五日まで休會することに決定した。

十五日再會された理事會では、ドイツの加入は許可されたが、日本の加入については六月の理事會まで決定を延期することゝされた。

その理由について現在のところ何等の發表はないが、日本が濠州から輸入する小麦の数量について他の英連邦諸國に意見の一致を見ることが出来なかつたためとも傳えられ又この際イギリスは日本の濠州小麦購入額を五百万ブッシェルに抑えるように主張したとも傳えられている。

右會議の結果について十八日米農務省は、「如何なる一國に対しても、制限乃至拘束を課するような理事會の行動は、國際小麦協定の精神に反するものであり、このような事態において、この度理事會が日本の加入を許可することは出来なかつた。」と言明した。

なおドイツに対する輸入保証量は、従來の予想五千五百万ブッシェルを上廻つた六千七百万ブッシェルと予想されている。この輸入保証量の輸出國に対する割当については報道がない。

和

國際小麥協定加入に關する
板野參議員(共產黨)の緊急質問に対する
答弁資料

一、本協定に参加するに際して何故事前に國會に諮
らなかつたか

日本は、本協定に未だ加入していない。政府は本協
定に加入することがわが國にとって多額の外貨の節
約になると思ふので、加入しないと思ひ、加入の希
望を來る十一月からロンドンで開かれる國際小麥理
事會に提出する事にした。その手續は、同協定の規
定に定められておるであらう。政府はこの点に
注意を盡してゐる。

唯、加入することとなつていふものである。未だ加入の希
望があるときは先づ理事會に申請して理
事會が承認すれば、その後正式に加入の手續
をとることとなる。唯、ロンドンに於て如何なる
結果が得られるか、未だ全く初めから

外務省を導く

望を來る十一月からロンドンで開かれる國際小麥理
事會に提出する事にした。その手續は、同協定の規
定に定められておるであらう。政府はこの点に
注意を盡してゐる。

唯、加入することとなつていふものである。未だ加入の希
望があるときは先づ理事會に申請して理
事會が承認すれば、その後正式に加入の手續
をとることとなる。唯、ロンドンに於て如何なる
結果が得られるか、未だ全く初めから

望を來る十一月からロンドンで開かれる國際小麥理
事會に提出する事にした。その手續は、同協定の規
定に定められておるであらう。政府はこの点に
注意を盡してゐる。

唯、加入することとなつていふものである。未だ加入の希
望があるときは先づ理事會に申請して理
事會が承認すれば、その後正式に加入の手續
をとることとなる。唯、ロンドンに於て如何なる
結果が得られるか、未だ全く初めから

望を來る十一月からロンドンで開かれる國際小麥理
事會に提出する事にした。その手續は、同協定の規
定に定められておるであらう。政府はこの点に
注意を盡してゐる。

RB'-0140

0289

外務省

本協定は國會に附議する訳には行かないのであり
 然るに閣内は、政府は、衆議院の承認を待たずして
 閣内希望が承認された(其)政府は、其は國會
 ロンドン(海軍)下は、今後、海軍の現明を行はせざる
 の承認を得た(其)と考へて、日本の加入
 幸いに其國會の承認を得たならば、政府と
 しては、始めて正式に加入手續をとらうるわけで
 ある。

之を公報せよ。

其後である。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三月廿六日 井上大使より入手
茶水

經濟自立の爲の輸入食糧の地位と
國際小麥協定參加

我國は戰前朝鮮、臺灣より年々約二〇〇萬噸の米穀を移入して食糧需給のバランスを取つて來た。戰後は斯る移入の杜絶と内地人口の激増により食糧不足額は増加し現在では年額三〇〇萬噸の穀物輸入を必要とするに至つた。この不足量は今日迄は主として米國の援助資金による小麥輸入により補はれて來た事は周知の所である。戰前の我國の主食は米穀が中心で小麥粉はその補助食乃至代用食的色彩が強かつたが戰後食糧事情の前述の如き變化により小麥粉も主食の重要部分を占むるに至り食糧中に於ける小麥、小麥粉の地位は頗る重要となつた。

更に食糧輸入の前途を豫想すると朝鮮、臺灣よりの米穀輸入は望み得ず又南方米輸入も量的に制約があつて我國の食糧不足量全部を之

にて賄ふ事は到底出來ず従つて輸入食糧の大部分は世界的商品たる小麥に仰がざるを得ない。

（小麥の世界的荷動き量は年間二、五〇〇萬噸に達するが米のそれは二〇〇萬噸に過ぎない）

小麥は大輸出國たる米國、カナダ、豪州、アルゼンチン等より何れも船で我國に直送し得るし且その産地も北半球、南半球に適度に分布されている爲收獲期も一時に偏せず従つて年間を通じて適時に適所より買付け得る利點がある。

政府の方針として傳えられる所によれば本年七月よりは内地米及び輸入食糧のみを統制し其他の穀物は統制を解除する由である。この方策が成果を収める爲には政府が常時相當量の輸入食糧を保有し需要に應じ何時にても拂下げ得るような体制を整えておく事が最低條件として必要であり新しくする事によつてのみ政府は穀物及其の製品

RB'-0140

0290

の價格操作を爲し得るのである。

この點より考へても國際價格にて常時買付の容易な小麥が輸入食糧の大部分を占めざるを得ない。現在食糧輸入の約七割を小麥が占めてゐるのは斯る事情を反映したものである。

然るに朝鮮動亂以來各國は食糧確保方策を講じつゝあり世界的相場及運賃の昂騰、加うるに我國外貨資金の漸減の事情を考慮すると食糧輸入の前途は無條件の樂觀を許し難い。茲に國際小麥協定への参加が問題となる。

我國は一九四九年小麥協定成立以來参加を希望し來つた。唯當時は食糧輸入の大部分が米國の援助資金で賄はれた關係上協定参加による利點は比較的僅少であつた。昨年來所謂「コモーションナル・ファン」による買付が漸次増加し且米國援助資金も遠からず打切られる事を考へると此際是非國際小麥協定に参加し最低一〇〇萬噸程度の

小麥は協定分として確保する事が望ましいと思はれる。この目的達成には米國の支援にまたねばならない。

協定参加の曉には假令協定規定の最高價格たる「ブツシエル、一弗八〇仙にて買付けても尙現在の國際相場より約二割安値である故協定買付分一〇〇萬噸としても一ヶ年約二千萬弗の對外支拂を節約し得るのである。

附 表

年 次	穀物輸入量	内、米國上りの穀物輸入量	米國穀物輸入に對する割合
昭和二十三年	六五七千九百一十六百圓	六二〇千九百一十九百圓	九四%
昭和二十二年	六七六千九百一十九百圓	六二〇千九百一十九百圓	九二%
昭和二十一年	一、四九四、四〇〇	一、四九四、四〇〇	九二%
昭和二十年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十九年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十八年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十七年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十六年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十五年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十四年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十三年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十二年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十一年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和九年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和八年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和七年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和六年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和五年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和四年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和三年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和二年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十一年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%
昭和十一年	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九四%

米國上りの金額入量
三、三三二、百圓

米國上り穀物輸入の米國上りの金額入に對する割合
三三%

米國對日援助費

年 次	金額
一九四九年米國會野年度	四、六二二、百圓
一九五〇年	五、〇〇〇、〇〇〇
一九五一年	五、五〇〇、〇〇〇
一九五二年	一、五〇〇、〇〇〇